

暮らしの
情報

生活・お知らせ

※特に記述のない限り、参加費や申込みは不要です
※各種相談は無料で、秘密は固く守られます

■冬用タイヤまたはチェーン
携行を

国土交通省管理の国道201号八木山峠・鳥尾峠及び八木山バイパスでは、積雪・凍結により、立ち往生あるいはスリップ事故を起こし大渋滞を引き起こすケースが度々発生しております。また、大雪時には通行止めになることもあります。

事前に冬用タイヤやチェーンを準備していただき、寒波時には国土交通省北九州国道事務所のホームページなどにより道路情報を収集し、うえで、通行していただきますようお願いいたします。

問合先 国土交通省 北九州国道事務所 筑豊維持出張所

☎202・7042

HP <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

kiakayu/

■住宅防火に関するアンケート
調査について

消防職員が、お家の玄関先にて、住宅用火災警報器に関するアンケート調査などを行います。

期間/令和4年12月、令和5年2月
平日9時～17時

対象世帯/無作為に抽出した世帯
その他/消防職員である証明として、立入検査証を携帯してご訪問いたします。ご確認ください。

問合先/飯塚消防署消防課予防係
☎202・76002

■社会保険料控除証明書送付

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際には、その年の1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した保険料の額を証明する書類の添付が必要です。一年間に納付した国民年金保険料を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、毎年11月上旬に被保険者に送付されます。

※10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人は、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

問合先/ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・0033・004

■年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乘せして支給します。

対象/【老齢基礎年金受給者で左記の要件をすべて満たしている人】

○65歳以上 ○世帯全員の町民税が非課税 ○年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金受給者で左記の要件を満たしている人】

○前年の所得額が約472万円以下
その他/請求手続きなど、詳細についてはお問合せください。

問合先/ねんきんダイヤル
☎0570・051165

■11月は個人事業税第2期納期

11月は個人事業税第2期分の納期です。個人事業税は、地域経済の立て直しの推進や安全・安心で災害に強い福岡県の実現のために役立てられています。令和4年度は11月30日(水)が納期限です。忘れずに納めましょう。

※個人事業税の納税は、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。（振替開始は、申出日の翌々月からです。）

問合先/福岡県飯塚・直方県税事務所 事業税係 ☎21・4903

法律・相談

■無料法律相談

日時/毎月第3木曜日(11月17日、12月15日、令和5年1月19日)
13時～16時

場所/桂川町住民センター

内容/各種法律相談に弁護士が対応
※町民対象・1人につき1年度(4月～3月)に1回30分のみ。

その他/前日までに要予約(先着6人)
予約・問合先/桂川町役場 総務課 庶務係 ☎65・1100

■行政相談員による相談会

桂川町担当の行政相談員松尾朋弁護士が地域住民の身近な相談相手として相談を受け付けます。

日時/奇数月の第3木曜日(11月17日、令和5年1月19日) 13時～16時
場所/桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」相談室

内容/行政に対する苦情や意見、要望について、行政相談員が対応

問合先/桂川町役場 総務課 庶務係
☎65・1100

■令和4年度特設人権相談所

12月4日から12月10日は人権週間です。家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など困っていることがあったら、ご相談ください。